

不用品売却処分（軽自動車ほか11台）仕様書

1 不用品に関する事項（内訳は以下のとおり。詳細は別添資料のとおり。）

N o . 1 軽自動車（秋田 5 8 0 つ 9 7 0 4）
(1) リサイクル料金 預託済み 8,670円 (2) 保管場所 秋田市山王一丁目2番34号（市役所分館横駐車場） (3) 担当課等 介護保険課 伊藤 梨香子（電話 018-888-5675） (4) 車両の概要 ア 車台番号：H92W-0618595、型式：DBA-H92W、原動機の型式：3G83、 初度登録年月：平成23年8月、車名：ニッサン、車体の形状：ステーションワゴン イ 解体処分とする。部品取り不可。故障あり。自走不可。処分必要なタイヤ積載。

N o . 2 普通自動車（秋田 5 0 1 そ 2 8 7 4）
(1) リサイクル料金 預託済み 11,460円 (2) 保管場所 秋田市向浜一丁目13番1号 （汚泥再生処理センター車庫（旧処理棟側）） (3) 担当課等 環境総務課 進藤 大輔（電話 018-888-5702） (4) 車両の概要 ア 車台番号：ZE2-1188400、型式：DAA-ZE2、原動機の型式：LDA-MF6、 初度登録年月：平成21年12月、車名：ホンダ、車体の形状：箱型 イ 解体処分とする。部品取り不可。バッテリー上がりにより自走不可。

N o . 3 普通自動車（秋田 3 0 0 そ 8 0 9 5）
(1) リサイクル料金 預託済み 13,530円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字待合28（秋田市公設地方卸売市場） (3) 担当課等 公設地方卸売市場 市場管理室 木村 渉（電話 018-869-5222） (4) 車両の概要 ア 車台番号：JZS179-0006005、型式：TA-JZS179、原動機の型式：2JZ、 初度登録年月：平成14年2月、車名：トヨタ、車体の形状：箱型 イ 解体処分とする。部品取り可。バッテリー上がりあり。ドアミラー動作不良。

N o . 4 バックハウ（秋田市 う 3 3 8 0）
(1) リサイクル料金 なし (2) 保管場所 秋田市仁井田字小中島111-1（園芸振興センター構内） (3) 担当課等 園芸振興センター 佐々木（電話 018-838-0278） (4) 車両の概要 ア 車台番号：J09-03487、型式：J09-A-R、初度登録年月：平成27年 3 月、 車名：ヤンマー建機、車体の形状：バックハウ イ 解体処分とする。部品取り可。現状正常動作可。ただし、高年式および 運転時間超過につき、引渡し後の動作は保証しない。

N o . 5 マイクロバス（秋田 2 0 0 さ 1 0 6 7）
(1) リサイクル料金 預託済み 21,690円 (2) 保管場所 秋田市太平目長崎字上目長崎144（太平小学校駐車場） (3) 担当課等 学事課 佐藤 基弥（電話 018-888-5806） (4) 車両の概要 ア 車台番号：BE63DG-800071、型式：PDG-BE63DG、原動機の型式：4M50、 初度登録年月：平成22年 3 月、車名：三菱、車体の形状：キャブオーバ イ 解体処分とする。部品取り可。故障あり、クロスメンバー破損、バッテ リーケース破損、暖房故障。

N o . 6 スクールバス（秋田 2 0 0 さ 8 2 9）
(1) リサイクル料金 預託済み 17,940円 (2) 保管場所 秋田市太平目長崎字上目長崎144（太平小学校駐車場） (3) 担当課等 学事課 佐藤 基弥（電話 018-888-5806） (4) 車両の概要 ア 車台番号：KDH227-0002827、型式：KR-KDH227B、原動機の型式：2KD、 初度登録年月：平成19年 5 月、車名：トヨタ、車体の形状：キャブオーバ イ 解体処分とする。部品取り可。故障あり、ブレーキパイプからオイル漏 れ、下回りの錆・腐食、過去水没 2 回。

N o . 7 消防パトロール車（秋田 8 0 0 さ 2 0 5 3）
(1) リサイクル料金 預託済み 10,900円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：AE1147014004、型式：GF-AE114G、原動機の型式：4A、 初度登録年月：平成12年12月、車名：トヨタ、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

N o . 8 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 1 7 4 6）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,280円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：DA63T-265566、型式：LE-DA63T、原動機の型式：K6A、 初度登録年月：平成16年10月、車名：スズキ、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部分取り不可。車両が古く、破損箇所も不明。 自走不可。

N o . 9 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 8 5 5）
(1) リサイクル料金 預託済み 3,280円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：U42T-0317162、型式：V-U42T、原動機の型式：3G83、 初度登録年月：平成 8 年一月、車名：三菱、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部分取り不可。訓練で使用し、全体的に破損あり。 自走不可。

N o . 1 0 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 9 2 9）
(1) リサイクル料金 預託済み 4,060円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：KS4-293917、型式：V-KS4改、原動機の型式：EN07、 初度登録年月：平成 8 年一月、車名：スバル、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部分取り不可。訓練で使用し、全体的に破損あり。 自走不可。

N o . 1 1 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 9 3 1）
(1) リサイクル料金 預託済み 4,060円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：KS4-293581、型式：V-KS4改、原動機の型式：EN07、 初度検査年月：平成 8 年一月、車名：スバル、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。訓練で使用し、全体的に破損あり。 自走不可。

N o . 1 2 小型動力ポンプ車（秋田 8 0 あ 9 3 2）
(1) リサイクル料金 預託済み 4,060円 (2) 保管場所 秋田市外旭川字八幡田129-1（土崎消防署外旭川出張所敷地内） (3) 担当課等 秋田市消防本部警防課 佐藤 賢司（電話 018-823-4243） (4) 車両の概要 ア 車台番号：KS4-293677、型式：V-KS4改、原動機の型式：EN07、 初度検査年月：平成 8 年一月、車名：スバル、車体の形状：消防車 イ 解体処分とする。部品取り不可。訓練で使用し、全体的に破損あり。 自走不可。

2 不用品の取扱い事項および落札決定後の手続

落札者は、次の事項および手続の順序を遵守すること。手続に当たっては、各担当課へ必ず事前連絡を行うこと。

- (1) 契約締結後、契約課から落札者へ納入通知書および受領書を送付するので、落札者は期限までに代金を納入し、領収書の写しを契約課へ提出すること。
- (2) 落札者は、車両の取扱い（解体）について担当課へ確認し、車両の搬出および各手続の日時等について申し合わせること。
- (3) 搬出期限については、令和7年8月29日（金）までとする。
- (4) 落札者は、期限までに車両および付属品等を搬出すること。また、搬出に当たっては、担当課の指示のもと落札者が自ら行うこと。なお、車両は、代金納付時の現況有姿により引き渡すこととし、秋田市は、契約不適合責任を負わないものとする。
- (5) 落札者は、車両を受け取った後、担当課へ受領書を提出すること。
- (6) N o . 7 ～ N o . 1 2 の消防車両については、適正に解体し、廃棄処分すること。また、N o . 1 ～ N o . 6 （消防車両以外）の車両については、各担当課所室からの要件に従うこと。なお、処分の際は、秋田市の車両と認識される塗装等を完全に抹消し、前所有者を特定できないようにすること。その際には、塗装等を完全に抹消（消去）したことが分かる写真等を契約課へ提出すること。なお、解体後は、担当課へ解体証明書を提出すること。

ア 落札者が車両を解体する場合

- (ア) 担当課へ車両および預託証明書等（A 券、B 券）の引渡しを依頼すること。
- (イ) 車両の解体を行い、担当課へB 券および解体証明書を提出すること。
なお、車両に係る永久抹消登録手続等は担当課が行う（登録識別情報等通知書および譲渡証明書は交付しない。）。
- (ウ) 自動車リサイクル法対象外の車両（N o . 4）については、預託証明書等（A 券、B 券）は不要とする。

3 問合せ先

秋田市総務部契約課 用度担当 三浦・伊勢
電話 018-888-5436